

年金制度の一部が変わります

平成19年4月から、厚生年金保険などの年金制度の改正が順次実施されています。

主な変更点は、次のとおりです。



老齢厚生年金

70歳以上の方も、会社にお勤めの場合には、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となる場合があります。

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。

ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

■手続き

厚生年金の適用事業所の事業主は、70歳以上の従業員に係る雇用、退職または賃金等に関する届書を、社会保険事務所へご提出ください。本人からの手続きは不要です。

今すぐ年金を受ける必要のない方は、老齢厚生年金を66歳以降に増額して受けられるようになります。

65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受けとらずに、66歳以降に支給の繰り下げの申し出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。

なお、老齢基礎年金については、従来から繰り下げ支給の制度があります。

■手続き

老齢厚生年金の支給を繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けようとされる方は、所定の請求書を社会保険事務所へご提出ください。

遺族厚生年金

65歳以上の方の支給方法が見直されます

遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、①ご自身の老齢厚生年金等は全額支給 ②遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給となります。

※平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、すでに65歳以上の方（昭和17年4月1日以前生まれの方）は、この新しい仕組みの対象となりません。

■手続き

遺族厚生年金を請求する方が、老齢厚生年金等を受ける権利を有しているときは、遺族厚生年金の支給額を決定する必要があるため、遺族厚生年金と同時に老齢厚生年金等の請求をしていただく必要があります。

若齢期の妻の遺族厚生年金制度が見直されます

①夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。（子を養育しなくなったときに妻30歳未満の場合には、その時点から5年間）

②妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算（年間594,200円）は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されることとなります。（従来は夫死亡時35歳以上である妻に対して40歳から支給）

※平成19年4月1日前にすでに受給権が発生した遺族厚生年金は、この新しい仕組みの対象となりません。

■手続き

戸籍の全部事項証明や死亡診断書等の添付書類が必要です。事前に社会保険事務所へご相談ください。

離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます。

平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができる制度です。

分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するためには、ご自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が、原則25年以上必要です。

■手続き

年金分割の請求書に戸籍の全部事項証明や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所へご提出ください。

※当事者の合意または裁判手続きにより分割割合（50％上限）を定める必要があります。

※社会保険事務所において、年金分割のために必要な割合等に関する情報提供を行っています。

※年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

〈問い合わせ先〉 ねんきんダイヤル

年金に加入している方 ☎0570-05-1165

年金を受けている方 ☎0570-07-1165

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>